

天草不知火海区漁業調整委員会

第364回議事録

令和2年（2020年）2月14日開催

第364回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)2月14日(金)午後2時から
- 2 開催場所 県庁本館 5階 審議会室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 浜悦男 関山哲也 脇島成郎 佐々木倫一
友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖 山田豊隆
鎌賀泰文 藤木美才
(欠席委員) 前田和昭 桑原千知 横田政司
(水産振興課)主幹 山下幸寿 参事 内川純一
(漁業取締事務所)副所長 齊藤裕勝 機関長 米田敏泰 技師 山崎翼
(熊本県漁業協同組合連合会)職員 濱泰平
(天草広域本部水産課)技師 池崎公亮
(事務局)事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美
主任技師 多治見誠亮
- 4 議事次第
 - 1) 議題
第1号議案
アサリの採捕制限について(指示)
第2号議案
宝石さんごの採捕制限について(指示)
第3号議案
熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について(諮問)
 - 2) 報告
 - ① 令和元年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会の概要について
 - ② 海区漁業調整委員会70周年記念大会における農林水産大臣又は水産庁長官表彰の候補者について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第364回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中12名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

。

「第364回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

(江口会長)

皆さん、こんにちは。

今日は、副会長の方は急遽欠席ということですのでよろしくお願いします。

皆様も御承知のとおり、今年は初めて雪が降らないというような状況が続いております。2、3日後には寒波が来るという予報になってはいますが、やはり冬は冬で来ないと天草の方は水揚げが減少している状況にあります。これから水揚げも上がるかと思いますが、それに期待したいと思います。

それでは、ただ今から第364回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は山口委員と山田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは、早速でございますが議事に入ります。

議題の第1号議案「アサリの採捕制限について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。座って説明させていただきます。

まずお配りしました資料の2ページをご覧ください。

令和2年(2020年)1月8日付けで、熊本県漁業協同組合連合会 藤森隆美会長から、当委員会に対しまして、アサリの採捕制限(殻幅制限)に関する委員会指示について要望書が提出されました。

要望の部分について、読み上げさせていただきます。

前段につきましては、省略させていただきます。

天草不知火海域における漁業者におきましては、アサリ漁業は重要な種類であり、アサリ資源の繁殖保護に継続的に努めております。

しかし、アサリ資源の減少が継続する中、更なるアサリ資源保護を図るためには、県民の一層の理解と協力が不可欠であり、県

民を含めた資源保護の実践徹底が必要であります。

つきましては、天草不知火海域でのアサリの資源保護を図るため、下記により天草不知火海区漁業調整委員会指示を継続されるよう要望します。

1 指示内容

天草不知火海区（宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面）において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。

以上が要望の内容となっております。

資料4ページから5ページにかけまして、当委員会が発出した現在の委員会指示を載せております。

また、資料7ページに熊本県有明海区漁業調整委員会が発出した現在の委員会指示を載せております。

これまで両海区ともに歩調を合わせ、県漁業調整規則の改正を見据えた委員会指示の発出を、平成20年度から継続してきております。

県漁業調整規則を改正するために、なぜ委員会指示を継続する必要があるのか御説明いたします。

県漁業調整規則の改正の目的は、アサリ資源を増大させることです。

委員会指示をかけることにより、漁獲可能なサイズを引き上げて、産卵できる母貝の数を増やし、あさり資源を増大させようということです。

県漁業調整規則の改正には、国の認可が必要で、改正理由にしっかりした裏付けがないと国は認可しません。

漁業調整規則の対象は、漁業生産のみならず、一般県民の採捕も対象となりますので、漁獲可能なサイズを急に引き上げると一般県民に混乱が生じないかと国から疑問符を突き付けられます。

このハードルを乗り越えるため、平成25年、県内各漁協では、漁業権行使規則を変更して殻幅12ミリメートル未満のアサリの漁獲を禁止しました。

また、重ねて当委員会指示により、漁業による漁獲と一般県民による採捕を禁止し、これを平成20年度以降継続してきました。

さらに、平成30年には、県民の皆様からの意見をうかがうパブリックコメントも実施しましたが、反対意見はございませんでした。

今では、熊本県内では殻幅12ミリメートル未満のアサリが採捕禁止であることは広く認識されていますということで国と協議を行っております。

現在、県庁水産振興課では、漁業法改正に伴う漁業調整規則の改正について、水産庁と協議を継続していますが、今回の改正の中でアサリの漁獲サイズの制限も併せて改正を行う予定です。

事務局といたしましては、このような背景から、引き続き、指示を継続する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

福田委員

12ミリメートルというのは、どういう根拠で12ミリメートルにされたかというのが一つと、それから、1年間で成長しますので、年度の初めの段階と年度の終わりでは大きさが変わっておりますがどうでしょうか。

水産振興課

御質問ありがとうございます。まず1点目の御質問ですが、12ミリメートルの根拠の件ですが、今、現場では漁獲したアサリをサイズ毎に分けるゆり目という道具を使っております。ゆり目の針金と針金の間から抜け落ちることでサイズを分けておりますが、この針金と針金の間が12ミリメートルになっております。その間をすり抜けるのは、殻長ではなく殻幅が関係してきますので、殻幅12ミリメートルということでございます。ちなみに殻幅12ミリメートルは、殻長に直しますと28ミリメートルになります。

あと、2つ目の質問ですが、年度の初めと年度の終わりではサイズが変化することになりますが、漁獲される時の殻幅で制限するということになりますので、特に問題ないかと考えております。

福田委員

成熟するとか、しないとかは関係ないですか。

水産振興課

アサリの成熟サイズですけれども、最小サイズは殻長で20ミリメートル以上と言われております。産卵する時期も、アサリは春と秋になりますので、その春と秋のタイミングで殻長2

0ミリメートルを超えたものが産卵するということが言われております。

福田委員 12ミリメートルとの差がありますね。

水産振興課 すみません。今の話は殻長ですね。今回の指示については、殻幅で12ミリメートルです。

福田委員 殻長ですか。

水産振興課 はい。殻長で20ミリメートルです。

福田委員 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、他に無いようですので、第1号議案「アサリの採捕制限について」は、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

水産振興課 それでは、委員会指示案を説明させていただきます。
資料8ページに委員会指示の案を付けております。
天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号
アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

令和2年（2020年）〇月〇日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和2年（2020年）3月1日から令和4年（2022年）2月28日まで。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ただいま、水産振興課より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員 異議無し。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、他に無いようですので、第1号議案「アサリの採捕制限について」は、水産振興課の案のとおり委員会指示を発出いたします。

議長 続きまして、議題の第2号議案「宝石さんごの採捕制限について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課でございます。
まず資料10ページをご覧ください。
県知事からの委員会指示の発出に係る依頼文です。
読み上げさせていただきます。
宝石さんごの採捕を禁止する委員会指示について（依頼）
このことについては、水産庁からの技術的助言（平成27年10月20日付け27水管第1450号）を受け、貴委員会に宝石さんご採捕禁止の委員会指示の発出を依頼し、天草不知火海区漁業調整委員会指示第173号を発出いただいているところです。
この委員会指示の有効期間は、平成32年（2020年）3月31日で終了しますが、今後も本県海域における宝石さんごを保護する必要があり、引き続き採捕を禁じる委員会指示が必要と考えます。

つきましては、宝石さんごの採捕禁止に係る漁業法第67条第1項に基づく委員会の指示を発出いただきますようお願いいたします。資料12ページから13ページに現在の委員会指示を載せております。

現在の委員会指示が発出されたいきさつを簡単に説明します。

資料14ページをご覧ください。

平成27年(2015年)10月20日付け27水管第1450号により水産庁長官から、各都道府県に対し、国内の宝石さんご資源を適切に管理する内容の通知が出されました。

資料14ページの後半に、この通知が出された背景が記載されており、要約しますと、

- ・ 宝石サンゴは、近年、中国等での需要の高まりを受けて、価格が高騰しています。
- ・ 宝石サンゴを対象とした漁業への漁業者の関心が高まっています。
- ・ 宝石サンゴは、1年で0.2mm程度しか成長せず、一旦資源が減少してしまえば、資源の回復に非常に長い時間がかかります。
- ・ 国際的には、宝石サンゴの種の保存のため、いわゆるワシントン条約の附属書に掲載し、国際取引を制限すべきとの議論があります。

ということでした。

資料15ページ以降に、現在許可漁業としてサンゴ漁業がある県に対しての助言が書かれています。

資料16ページには、「6. 一般採捕の禁止」として、サンゴ漁業の許可を行っていない県の対応について書かれています。

その内容は、宝石さんごの採捕について、現在漁業調整規則に基づく規制がない県は、速やかに委員会指示で採捕禁止を指示し、併せて漁業調整規則での規制を検討するように、というものでした。

この水産庁通知を受けまして、熊本県では本県海域での規制の必要性について検討を行いました。

その結果、本県海域においても宝石さんごの生息の可能性があり、迅速かつ適切な資源の管理が必要であると判断しまして、平成30年(2018年)3月1日に開催された第349回の当委員会に対し、委員会指示の発出を要請いたしました。

その結果、当委員会より、平成30年(2018年)3月27日の県公報により、第1回目の委員会指示第164号が発出さ

れ、現在に至っております。

続いて、県が引き続き採捕禁止の指示が必要と考える理由についてご説明いたします。

まず、水産庁の技術的助言に述べられていた背景は、2年経過後の現在も何ら変わりはないと考えております。

次に、本県海域が宝石さんごの生息の可能性があり、適切な資源の管理が必要であるとの判断についても、2年後の現在も同じ判断です。

これらのことから、本県は引き続き宝石さんご採捕禁止の委員会指示が必要と判断する次第です。

また、地元の天草市五和地区から牛深地区にかけて、聞き取り調査を行いました。委員会指示が発出されても支障がない旨の回答を得ております。

参考資料といたしまして、前回の委員会指示要請の際の添付資料と宝石さんご生息域を管轄する都道府県の現在の対応状況を、資料24ページ以下に載せております。

水産振興課からの説明は以上でございます。

御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

福田委員

海水温の上昇というのは、考えられませんか。もしそうであると、その場所が少し広がりますね。その辺どうでしょうか。実際広がったんでしょうか。

水産振興課

それにつきましては、委員が言われるとおり最近海水温が上がっていますので、さんごの生息範囲というものは、北上している可能性はあります。ただ、本県海域におきましては、宝石さんごを漁獲しておりません。許可も出しておりません。採捕する漁業者もいませんので、さんご類の生息範囲が広がったという知見は持ち合わせておりません。

福田委員

はい。

議長

他にございませんか。

浜委員

議長。

議長

はいどうぞ。

浜委員

ちょっとお尋ねします。資料22ページの地図を見て下さい。五和から宮野河内と思いますが、この囲まれた範囲が禁漁ということでしょう。

水産振興課

ここの範囲につきましては、現在の熊本県の漁業調整規則で定められております範囲になりまして、漁業調整規則ではさんご類の採捕の制限をしております。今回御説明しました委員会指示につきましては、これ以外の天草海の本県海域においての宝石さんごの採捕を禁止するという内容になっております。

浜委員

議長。

議長

はいどうぞ。

浜委員

資料23ページを見て下さい。ここに色々と文章で説明してあるじゃないですか。中段以降、天草下島東海それから楠浦湾、上島南海、この範囲のどこになるんですか。地図で言うと。

水産振興課

この資料に関しましては、参考資料として付けさせていただきましたが、資料22ページの範囲を示す表現ではございません。現在の漁業調整規則の別表をそのまま付けさせていただきました。熊本県の漁業調整規則につきましては、資料22ページに記載された数字、五和町の御領あたりの1から22までの点について記載されておまして、各点を結んだ線及び海岸線により囲まれた範囲において、さんご類の採捕を禁止するという内容になっております。

浜委員

議長。

議長

はいどうぞ。

浜委員

この括弧1から22まであるじゃないですか。これ以外の囲んでない部分について、この意味はどういう意味ですか。さんごがないということですか。

水産振興課	この点の範囲内においては、漁業調整規則においてさんご類を採捕してはならないとしておりまして、それ以外の本県海域の天草海においては、委員会指示により宝石さんごを採捕禁止にするというものです。
浜委員	津奈木とかは、囲んでないから採捕して良いということになる。
委員	採捕して良いということになる。
佐々木委員	はい議長。
議長	はいどうぞ。
佐々木委員	参考意見で私の方から。宝石さんごについて、牛深の方では、大正時代までは漁獲していました。水深が100メートル以上のところに生息しているということです。天草西海以外にはそういった深い海がないと思います。先日、高知県に行きましたが、最近少しずつ宝石さんごも増えてきており、価格も上昇しているので色々対応しているらしいです。牛深には、昔は許可もありました。今はありません。熊本県に許可はありません。ということで採捕はしていません。
浜委員	分かりました。
議長	分かりましたか。
佐々木委員	成長するのに時間がかかるので、昔は生息していてそれを獲ってしまったような感じです。さらに、台湾等からきて、女島、男女群島周辺。
福田委員	ここに書いてある範囲は、100メートル以下ですか。
佐々木委員	ここは70メートル程度。
議長	ないです。
佐々木委員	宝石さんごと普通のさんごは違いますから。

議長 宝石さんごとさんご類は違うのか。

佐々木委員 色が赤い方が価値がある。赤、ピンク。

議長 昔は、あったがな。

佐々木委員 それはまた違う。宝石さんごは枝のように伸びる。

福田委員 それでは、100メートル以下のところに線を引いても意味がないんでしょう。

鎌賀委員 そもそも漁業調整規則で禁止してあるという区域は、22ページにある範囲です。宝石さんごとか造礁さんごという種類にかかわらず、さんご類全てですと、全て採捕してはいけませんということです。もともとは、海中公園でよく見るようなさんご類を保護しましょうというような趣旨ですけれども、その中にはさんご類としか書いていませんので、広い意味では宝石さんごも含まれるというとらえ方で、ここの範囲についてはもともと決めてあったから、それ以外の所を新たに委員会指示として出しますということです。だから、100メートルとか浅いところ深いところ関係なく、採捕可能な範囲はダメということです。そういう委員会指示です。

議長 23ページの文言がそうでしょう。宝石さんごも普通さんごもダメということでしょう。まあ、そういうことでございます。

浜委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。
それでは、他に無いようですので、第2号議案「宝石さんごの採捕制限について」は、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ちょっと事務局の説明がな。わかりにくかった。
ありがとうございます。
それでは、水産振興課より委員会指示の案を説明してください

い。

水産振興課

それでは、委員会指示案を説明させていただきます。

資料25ページに委員会指示の案を付けております。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号

宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」という。）の資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和2年（2020年）〇月〇日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第43条の2（さんご類の採取制限）に規定する海域を除く。

2 指示の有効期間

令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま、水産振興課より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案「宝石さんごの採捕制限について」は、水産振興課の案のとおり委員会指示を発出いたします。

議長

続きまして、第3号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課でございます。

よろしくお願いいたします。

資料27ページをお開きください。

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画、今回は、クロマグロの変更について諮問させていただきます。

資料28ページから32ページまで、クロマグロの計画をお示ししております。文言についての変更は、今回ございません。数量についての変更のみとなります。わかりやすい資料として、資料33ページに新旧対照表、横長の表を載せてございますのでお開きください。

横にいたしまして、向かって右側に改正前、現在の第5管理期間、3月31日までの計画をお示ししております。

現在、第2のクロマグロの漁獲可能量について、熊本県の知事管理量に関する事項として、30kg未満の小型魚につきましては、もともと本県の割当量である1.4トンに、小型魚と大型魚とのトレードを行った1.5トンを加えた2.9トン、それから大型魚につきまして、30kg以上の大型魚につきましては、もともと6.0トンの割当量だったところを1.5トントレードに差し出しましたので、1.5トン減にしまして、4.5トンの管理となっております。

それに対して、新しい第6管理期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の管理量といたしましては、30kg未満の小型魚は3.5トン、それから30kg以上の大型魚につきましては6.0トンとなっております。大型魚につきましては、第5管理期間の当初と変更はございません。小型魚につきましては、第5管理期間の当初1.4トンから今回2.1トン増えてございます。この背景といたしましては、佐々木委員の方から国の方に働きかけを行っていただきまして、熊本県の過去の水揚げ量が現在の1.4トンに正確に反映されていないというところで、過去の漁獲実績を加えた形でもう一度数量を見直していただきたいとの要望を上げていただきました。それを受けて、国が新たに過去の実績を、熊本県だけではなく、全国の都道府県に呼びかけまして、本県や三重県、広島県などがこれに応じて、過去の実績を提出し、それぞれ各県の数量が決定されました。佐々木委員におかれましては、ほんとにありがとうございました。

そういった背景で、今回2.1トンの増枠で第6管理期間当初から3.5トンで枠を決定します。また、この後第6管理期間中にトレード等の手続等を踏まえまして、漁業者の意向も伺って、

大型魚から小型魚への切り替え、相手方があってのことですけれども、こういった諮問をさせていただくことになるかと思いません。

左側の改正後の第3につきまして、今御説明申し上げた小型魚3.5トンと大型魚6.0トンにつきましては、3ヶ月ごとの管理を行うよう国から指導がっておりますので、4月から6月までは小型魚0.4トン、大型魚1.5トン、7月から9月までは0.4トン、1.5トン、10月から12月までは2.3トン、1.5トン、令和3年1月から3月までは0.4トン、1.5トンということで第5管理期間と同様、主漁期である12月を中心に小型魚は多く配分するような管理方法、大型魚につきましては、主なシーズン等ございませんので、均等割りというような配分にしてございます。

続きまして、34ページ第6管理期間までの超過分の差引等というところがございます。

これは、第2管理期間と第3管理期間に、本県が国から割当てられた量以上の漁獲があったため、その分のペナルティーとして、第2管理期間分は10年かけて、第3管理期間は第4管理期間に差し引くというようなペナルティーを受けておりました。

第2管理期間の超過分が、合計3.4トンあったところ右側の表を見ていただくと残り1.8トン、第6管理期間は1.8トンありましたが、左側見ていただきますと第5管理期間が、これはまだ数量がはっきりしていませんが、1.2トンほど差し引き分が繰上げ償還に充てられそうなので、これを繰り上げたところ、残り第6管理期間で0.3トン、第7管理期間で0.3トン返せば第2管理期間分の超過分はすべて返済ができるということで、実際のところ第6管理期間3.5トンでスタートいたしますが、0.3トンの差し引き分を引いた後の数量ですので、第7管理期間までは3.5トンで、第8管理期間からは、3.8トンに増えた数値で管理ができることとなります。

改正資料を御説明しましたが、説明は以上です。
よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第3号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について」は、「特に意見なし」と答申いたします。

議長

次に、議事2の「報告1」、「令和元年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会の概要について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

2月5日、熊本市において、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会が開催されましたので、その概要について御報告いたします。

まず資料36ページをご覧ください。

本海区からは、委員会から江口会長、前田副会長、横田委員に御出席いただきました。

また、漁業者代表としまして、天草漁協五和支所理事の吉田健吾様と天草漁協苓北支所理事の松野重幸様に御出席いただきました。

御出席いただきました委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

長崎県南部海区からは、委員会から浅川会長、岡部委員、小林委員が出席され、漁業者代表として有限会社音丸水産の岡部代表取締役と暁星水産有限会社の宮崎代表取締役が出席されました。

なお、来賓としまして、水産庁九州漁業調整事務所沿岸課より和田沿岸課長、川口沿岸第一係長の2名に御出席いただきました。

続いて資料37ページをご覧ください。協議会次第を付けております。

この次第に従い協議は進行しました。

資料38ページをご覧ください。資料4結果の第1号議題について御説明いたします。

まず、開催県として天草不知火海区漁業調整委員会事務局から昨年1年間の経過報告を行いました。協定に係る海域において、漁業取締事務所においても違反した操業は確認しておらず、地元漁業関係者からの聞き取り調査においても、まき網と釣り漁業とのトラブルは確認していないことを報告しました。

次に長崎県南部海区漁業調整委員会事務局から、昨年1年間の経過報告が行われました。まき網漁業と釣り漁業とのトラブルは確認していないと報告されました。

出席委員からは、相互理解によりトラブルのない現状を保っていただきたいとの意見がありました。

次に、第2号議題についてです。

開催地については、協議会運営要領に、開催地は原則として両県交互とするとありますので、来年度は長崎県が開催県として長崎県内で開催することと決定しました。

その他についてですが、議題に係る協議終了後も、両県の水産資源や漁業に関する情報交換が積極的に行われ、非常に有意義な協議会を開催することができました。

簡単ですが以上が協議会の概要です。

事務局からの報告は以上でございます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の報告1の質疑は終了いたします。

次に、議事2の「報告2」、「海区漁業調整委員会70周年記念大会における農林水産大臣又は水産庁長官表彰の候補者について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料40ページをご覧ください。

令和2年(2020年)1月14日付け31全漁調連第11号により、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長より、海区漁業調整委員会70周年記念大会における農林水産大臣又は水産庁長官表彰並びに令和2年度全漁調連通常総会における事務職

員表彰の候補者の取りまとめについて依頼がありました。

これは、毎年、5月に開催される全漁調連の通常総会時に、長年海区漁業調整委員として職責を果たされた委員の功績をたたえ、全漁調連会長から表彰状が授与されていましたが、来年度は、海区漁業調整委員会が発足して70周年の記念大会ということで特別な表彰を行うというものです。

資料43ページをご覧ください。

事務局において、全漁調連から送付された海区漁業調整委員会70周年記念功績委員表彰実施要領第4の推薦基準を確認したところ、本委員会においては、浜委員、内野委員、江口委員、関山委員、脇島委員の5名の方々が、水産庁長官から感謝状を授与される候補者に該当すると判断し、全漁調連に報告させていただきました。

なお、海区漁業調整委員会70周年記念大会におきましては、5月22日に東京都で開催される予定ですので、5名の委員の方々におかれましては、受賞が決まりましたら、大変お手数をおかけしますが記念大会に御出席いただくこととなると思います。

事務局からの報告は以上でございます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の報告2の質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局から、何かありませんか。

事務局

はい、よろしいでしょうか。

議長

はいどうぞ。

事務局

事務局です。

只今お配りしました資料について御説明いたします。

今年度最後の委員会になるかと思えますけれども、第365回天草不知火海区漁業調整委員会の開催及び天草不知火海区漁業調整委員会と熊本県有明海区漁業調整委員会との合同懇親会に開催についてということで事務局の案を示させていただきました。

現在、日程調整について、熊本県有明海区漁業調整委員会の方とも始めたところですが、第365回委員会につきましては、3月17日（火）若しくは3月18日（水）で調整をさせていただけないかと考えております。事前に日程調整を行っていましたが、調整がつかずに17日か18日のどちらかで開催できないかと考えております。また、両海区の合同懇親会につきましても、両海区委員会を開催しますので、委員会終了後開催したいと考えております。場所につきましては、熊本市内を考えております。開始時間は、午後5時30分頃から開催できるよう検討しておりますが、いかがでしょうか。

議長

委員の皆様いかがでしょうか。

議長

今、事務局より説明がありましたが、3月17日若しくは18日に設定するというので調整するというのでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、事務局にお手数をおかけしますがよろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございます。

議長

それでは、この件に関しては、事務局の方で対応していただくようお願いします。

それでは、これで第364回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。

